

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
北側車庫シャッタ一付替工事	日本赤十字社奈良県支部総務課 奈良市大安寺1-23-2	令和6年10月9日	三和シャッター工業株式会社 奈良市北之庄西町2-9-10	1,716,000円 (税込)	予定価格が250万円を超えない工事であるため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	
「日赤なら」広報誌 18万部	日本赤十字社奈良県支部総務課 奈良市大安寺1-23-2	令和7年3月18日	水三島紙工株式会社 神戸市中央区元町通6丁目7番10号	1,098,900円 (税込)	予定価格が250万円を超えない製造であるため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。